

守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針

令和5年10月

守口市

目次

はじめに.....	1
1. 民間移管の実施方法.....	2
2. 民間移管の選考方法.....	4
3. 民間移管により実施する教育・保育内容.....	5
4. 工程表.....	8

はじめに

本市では、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画とする「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）」を策定し、「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口」を基本理念に、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

その中で、守口市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の状況について、計画当初の「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられたことから、支援事業計画の中間年度である令和4年度に、この間の就学前児童数や教育・保育の量の見込み等についての検証を行うとともに、市長の附属機関である「守口市子ども・子育て会議」での議論等を踏まえ、支援事業計画の中間見直しを行い、増大する保育ニーズに対する今後の受け皿確保方策として、保育施設の新規認可による定員の拡大や市立認定こども園の老朽化を踏まえた民間移管（令和7年度に市立外島認定こども園を民間移管）とこれに伴う定員拡大などの具体的項目について、市としての方針を取りまとめたところです。

については、市立外島認定こども園の民間移管を実施するにあたり、基本的な市の考え方を示すため、「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針」を策定しました。

なお、個別具体的な事項については、本方針を基準としながら民間移管する市立外島認定こども園の施設の状況や本市における教育・保育サービスを勘案したうえで、守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会や保護者をはじめとした関係者のご意見を伺いながら決定していくこととします。

1. 民間移管の実施方法

本市では、支援事業計画の中間見直しにあるとおり、市立外島認定こども園を民間移管することとしています。

民間移管とは、既存の市立認定こども園の設置・運営主体を民間法人（社会福祉法人または学校法人）に引き継ぐことをいいます。そのため、民間移管を行った認定こども園は、市立施設ではなくなり、民間施設として運営されることとなります。

（1）民間移管する認定こども園の概要

施設名		守口市立外島認定こども園								
施設形態		幼保連携型認定こども園								
所在地		守口市外島町2-48								
土地面積		1,231.71 m ² （借地）								
建物	構造	鉄筋コンクリート造（昭和57年建築）								
	面積	延床789.20 m ²								
園庭面積		325.00 m ²								
定員等		認可定員・利用定員 120人								
		(人)								
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
		認可定員 利用定員	2・3号	6	12	18	18	18	18	90
			1号	－	－	－	6	12	12	30
		利用児童数 (R5.4.1)	2・3号	5	12	18	18	18	22	93
			1号	－	－	－	6	11	5	22

（2）民間移管後の施設形態

民間移管後の施設運営形態は、現在の市立外島認定こども園と同様の「幼保連携型認定こども園」とします。

また、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について、市と民間移管法人が協定を締結し、実施することができる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項に基づく「公私連携

幼保連携型認定こども園」とします。公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく、協定に従って教育及び保育等を行っていないと認められる場合で、市の勧告に従わないときは、市は民間移管法人に対し、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人の指定を取り消すことができます。取消し処分を受けた民間移管法人は、当該公私連携幼保連携型認定こども園について、廃止の認可を申請することとなります。

(3) 民間移管先の事業者

民間移管先の対象となる事業者については、本方針に基づき作成する募集要領に従い、公募による募集を行います。対象は、令和5年4月1日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを運営している「社会福祉法人」または、「学校法人」とします。

(4) 民間移管実施時期

実施時期は、令和7年4月1日とします。

(5) 民間移管後の運営及び建て替え

民間移管時は、現園舎で運営していただきます。その後、民間移管法人には、利用定員拡大を目的に、現運営用地で園舎の建て替えを行っていただきます。建替期間中は、以下の場所の一部に仮設園舎を設置し、在園児童の教育・保育活動を行いながら、建て替えを実施していただくことを想定していますが、法人が確保した近隣用地等に仮設園舎を設置し、建て替えを実施していただくことも可能とします。

なお、新園舎整備の際には、市は国庫補助金等を活用し、民間移管法人の施設整備費用の財政支援に努めるものとします。

場所	位置	土地面積
外島公園	守口市外島町2番地の29	1,500 m ²

(6) 建て替えの主なスケジュール（予定）

- ・ 令和 7 年 4 月 新園舎の基本設計及び施設整備費の概算見積書等の提出（事業者⇒市）
- ・ 令和 7 年 6 月 施設整備補助金の協議（事業者⇒市）
- ・ 令和 7 年 8 月～ 上記協議に対する内示（市⇒事業者）
新園舎の実施設計、仮設園舎の設置、既存園舎の解体
園舎新築工事の着手
- ・ 令和 8 年度中 既存園舎の解体、園舎新築工事
新園舎の利用開始、仮設園舎の撤去

※利用開始は令和 8 年度末までのできるだけ早い時期に完了すること。

(7) 土地・建物等の使用及び帰属について

① 土地

- ・ 現市立外島認定こども園用地、建替用地及び仮設園舎用地

民間移管時の土地及び建替用地は現運営用地とし、土地の使用に係る費用は、民間移管法人からの提案を受け、決定します。仮設園舎用地を外島公園とした場合の土地の使用に係る費用は、守口市都市公園条例に基づくものとします。

② 建物

- ・ 現市立外島認定こども園

民間移管時の建物については、現状施設のまま無償譲渡します。なお、譲渡には議会の議決が必要となります。

また、民間移管前に市が使用していた備品等についても、無償譲渡とします。

2. 民間移管の選考方法

応募のあった法人に対して、書類選考、ヒアリング及び経営状況調査等を行います。また、外部有識者や市民等から構成する守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保します。

応募法人には、選考委員会が定める基準により審査を行い、得点を付し順位

付けを行い、第1順位の応募法人を民間移管法人候補とします。

3. 民間移管により実施する教育・保育内容

民間移管園においては、現在、市立認定こども園で実施している次に掲げる教育・保育内容を標準として、民間移管法人が運営実施することとします。

なお、民間移管法人の提案等により、休日保育事業や病児保育事業などを追加実施することも可能とします。

(1) 開園日及び開園時間

開園時間	月～金	7:30～19:30				
	土	7:30～19:30				
保育標準時間	月～金	7:30～18:30	延長保育 (標準時間)	月～金	朝 ー	夕 18:30～19:30
	土	7:30～18:30		土	朝 ー	夕 18:30～19:30
保育短時間	月～金	8:30～16:30	延長保育 (短時間)	月～金	朝 7:30～8:30	夕 16:30～19:30
	土	8:30～16:30		土	朝 7:30～8:30	夕 16:30～19:30
教育標準時間		9:00～14:30	一時預かり (幼稚園型)	月～金	朝 7:30～9:00	夕 14:30～19:30
				土 長期休業日	7:30～19:30	

※日曜日及び祝日並びに年末年始(12月29日～1月3日)は休園日とします。

なお、民間移管法人の取組みとして、日曜日及び祝日並びに年末年始に開園することは可能とします。

(2) 職員配置

民間移管前の市立認定こども園の職員配置に関する現行の水準（下記表「③ 職員配置に関する水準」参照）を維持するとともに、次の要件を満たすこととします。

① 施設長

認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有するものを専任で配置することとします。

② 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすることとします。

③ 職員配置に関する水準

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
職員配置	3対1	6対1	6対1	20対1	30対1	30対1

※特別な配慮・支援が必要な児童については、加配保育士等を配置すること。

(3) 認可定員及び定員構成

新園舎整備前は、民間移管前の現行の認可定員を維持することとします。
新園舎整備後の定員は、本市において保育ニーズの高い1～3歳児の定員を拡大させることとします。(民間移管時に在園している子どもについては、民間移管園に引き続き在園できます。)

(4) 教育・保育の内容等

民間移管園での教育・保育の内容の実施にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する本市との協定書に現在市立認定こども園で実施している教育・保育内容を引き継ぐとともに、次の事項を遵守し市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力する旨を明記します。

- ① 0歳児から5歳児までの児童を受け入れることとします。
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施することとします。
- ③ これまで市立認定こども園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の積極的な受入れを義務づけることとします。
- ④ 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させることとします。
- ⑤ 市立施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ることとします。
- ⑥ 市立認定こども園がこれまで培ってきた地域との交流を継続することとします。

(5) 保護者負担額について

民間移管対象の認定こども園に在園している園児が、民間移管後も当該園に在籍する場合には、原則、民間移管によって生じる新たな保護者負担が発生しないよう努めるとともに、仮に新たな費用負担が発生する場合には、民間移管法人に負担していただくことを基本原則とします。

(6) 引継ぎ保育・共同保育の体制に関すること

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間（令和6年度中）とします。

なお、民間移管後に当該認定こども園に勤務予定の職員のうち、園長予定者などの施設管理者等については、令和6年4月から当該市立認定こども園で継続的に引継ぎ保育を行うこととし、その他の職員等（保育教諭、看護師、給食調理員等）についても順次、共同保育を実施することとします。

なお、引継ぎ保育等に係る人件費の一部については、市が財政支援に努めることとします。

(7) 三者協議会の設置について

市立認定こども園の民間移管に際しては、民間移管法人決定後、速やかに民間移管法人と市、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について話し合うこととします。また、三者協議会は民間移管前までは本市が主催することとし、開催場所や時期等については、いずれか一者から要請があった場合に随時、当該協議会を開催できるものとします。

なお、民間移管後についても、民間移管法人が主体となって、三者協議会を継続することとします。

三者協議会の設置期間は、民間移管前に在園している児童が卒園するまでの概ね5年間を想定しています。

4. 工程表

